

市民説明会で寄せられた意見と市の考え方等（意見総数95件）

(1) 意見概要と札幌市の考え方

整理番号	意見概要	札幌市の考え方
1	<p>職員に対する研修が重要であると受け止めたが、対応方針案17ページで「研修受講に努める」とあるが、弱い。義務か努力なのかわからない。逃げ道を作るのであれば、策定の意味がないと思う。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、対応方針の記述を以下のとおり修正いたします。</p> <p><修正前> 障がい特性への理解を深め、後述する研修等の積極的な受講に努める。</p> <p><修正後> 全ての職員が積極的に受講することにより、職員一人ひとりが障害者差別解消法の趣旨や障がい特性等の理解を深める。</p>

せいいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつ 札幌市の考え方
2	<p>たいおう ほうしん あん 対応方針案22ページにおいて、「法の趣旨に鑑み、 かのう かがし しょう 可能な限り、障がいのある方への配慮を行うこととし ます。」とあるが、かのう かがし 可能な限り、という表現は不要では ないか。さいしょ 最初から逃げ道を作っているように感じられ る。</p>	<p>かくしゆ じぎよう じっし とうりてき はいりよ てきかく おこな かんきよう 各種事業の実施にあたっては、合理的配慮を的確に行うため、環境の せいび つと しょう かつ はいりよ とりくみ おこな 整備に努めるなど、障がいのある方への配慮への取組を行ってまいり ます。</p> <p>いいただいたご意見を踏まえ、たいおう ほうしん きじゆつ いか しゅうせい いただいたご意見を踏まえ、対応方針の記述を以下のとおり修正いた します。</p> <p>しゅうせい まえ <修正前> かくぶきよく しょう かつ さべつ かいしやう む さつぼろし しょく 各部局においては、障がいのある方の差別の解消に向けた札幌市職 いん せつぐう ようりよう もと せつぐう とう つと かくぶきよく しょかん 員の接遇要領に基づく接遇等に努めることはもちろん、各部局が所管す るかくしゆ じぎよう じっし ほう しゆし かんが かのう かがし しょう 各種事業の実施において、法の趣旨に鑑み、可能な限り、障がいの ある方への配慮を行うこととします。</p> <p>しゅうせい こ <修正後> かくぶきよく しょう かつ さべつ かいしやう む さつぼろし しょく 各部局においては、障がいのある方の差別の解消に向けた札幌市職 いん せつぐう ようりよう もと せつぐう とう おこな かくぶきよく しょかん 員の接遇要領に基づく接遇等を行うことはもちろん、各部局が所管する かくしゆ じぎよう じっし ほう しゆし かんが かんきよう せいび しょう 各種事業の実施において、法の趣旨に鑑み、環境の整備など、障がい のある方への配慮に努めることとします。</p>

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぽろし かんが かつ 札幌市の考え方
3	<p>「手話」を言語ととらえているのか、筆談等と並ぶコミュニケーション手段ととらえているのか、疑問に感じた。(資料1:手話や点字等のコミュニケーション手段、資料2・6ページ:意思の表明は言語(手話を含む)… 表記に違いがある。)</p> <p>当事者、支援者は「手話＝言語(日本語と対等)」と認識している。当事者の認識とずれのないようにしてほしい。</p>	<p>障害者基本法において、「言語(手話を含む)」との規定があり、手話は言語であると捉えております。資料1の表記に関しましては、手話を言語として捉えた上で、言語もコミュニケーション手段の一つであるとの認識のもと作成したものでございます。いただいたご意見を参考に、認識のずれを感じさせることのないよう資料作りを進めてまいります。</p>
4	<p>札幌市の事業において、民間の事業者に委託しているものがあるが、委託先の事業者には合理的配慮の提供に関して法的な義務が課されるのか。</p>	<p>障害者差別解消法では、委託先の事業者は「民間事業者」として扱うため、合理的配慮の提供につきましては努力義務となります。しかしながら、市の事業を補完するため委託するものであることから、障害者差別解消法の趣旨について、委託事業者への周知を図ってまいります。</p>

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつ 札幌市の考え方
5	せつぐう ようりよう きょういく しいんかい きょうしよくいん こうつうきょく しょくいん 5 接遇要領は教育委員会の教職員や交通局の職員にも適用されるのか。	さつぼろしりつ がっこう きょうしよくいん きょういく しいんかい べつと きょうしよくいん 札幌市立学校の教職員については、教育委員会において別途教職員 向けの対応要領を作成しており、これに準拠することになります。また、私 立の学校では、文部科学省において作成した対応指針に準拠することとな ります。 なお、こうつうきょく すいどうきょく びょういん きょくとう ちほう こうえい きぎょう 交通局・水道局・病院局等の地方公営企業につきましては、民 間事業者の扱いとなりますが、かくしやうちよう さくせい たいおう ししん くわ 各省庁で作成する対応指針に加え、さつ ぼろし たいおう ほうしん およ せつぐう ようりよう じゆん 札幌市の対応方針及び接遇要領にも準拠することとしております。
6	さべつ じれい どうじしや しゅうしゅう ふく 6 差別の事例について、当事者からの収集も含め、 ひろ あつ 広く集めてほしい。 るいじ いけん けん (類似意見1件)	しょうがい しゃ さべつ かいしやう ほう しこう ご さつぼろしやくしょ ないぶ 障害者差別解消法の施行後においても、札幌市役所内部はもちろん のこと、きかい とら しょう どうじしや かつ ひろ じれい しゅうしゅう 機会を捉えて、障がい当事者の方からも広く事例を収集してま いります。
7	しみん ひろ ほう し 7 市民に広くこの法を知ってもらうために、いろいろな ばめん かんしん も ひと め む 場面で関心を持っていない人にも目を向けてもらえ る工夫をしてほしい。	こんご こうほう さつぼろし こうしき けいはつよう 今後、広報さつぼろや札幌市公式ホームページ、啓発用パンフレット の作成・配布など、さまざま きかい とら ほう しゅうち けいはつ おこな しょう さくせい はいふ 様々な機会を捉えまして、法の周知・啓発を行い、障 がいのある方への理解の促進に努めてまいります。
8	しょう いちじてき まいにち 8 障がいは一時的なものではなく毎日のものである ことを理解してほしい。	しょう どうじしや こえ けんしゅう とう ぼ つた 障がい当事者からの声として、研修等の場で伝えてまいります。

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつ 札幌市の考え方
9	<p>くに しょう ひと わく とら たと 国は障がいをも一つの枠で捉えようとしているが、例 えば じゃくし もうもく まった ちが ちが りか えば弱視と盲目は全く違うため、こういった違いを理 解して、障がい種別に応じた対応をしてもらいたい。 また、外見からわかいにくい「見えない障がい」とい う部分でも、札幌市としての対応を強く求める。</p> <p>るいじ いけん けん (類似意見1件)</p>	<p>しみん しょう かつ たくせい りかい てきせつ はいりよ 市民が障がいのある方の特性を理解し、適切な配慮ができるよう、 さまざま ほうほう りかい そくしん つと 様々な方法で理解促進に努めてまいります。</p>
10	<p>しょう しゃ しゃかい さんか みるかん 障がい者は社会参加したいのであるから、民間の かたがた けいはつ かつどう 方々にも啓発活動をするべきだ。</p>	
11	<p>さべつ かいしょう ほう はじ まえ ごうりてき まだ差別解消法が始まる前だが、もっと合理的で わかりやすく伝えることを考えるべき。今、北海道が わかりやすいパンフレットを作り上げようとしている。 さつぼろし わ つく あ 札幌市は分かりやすいパンフレットを作るのかどう か。作るとすれば、障がい者の意見を聞いていくべき である。</p> <p>るいじ いけん けん (類似意見7件)</p>	<p>しょうがい しゃ さべつ かいしょう ほう しゆし かん さくせい じ しょう 障害者差別解消法の趣旨に関するパンフレットの作成時には、障がい とうじしゃ いけん き さくせい 当事者からのご意見をお聴きしながら作成いたします。</p>

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつ 札幌市の考え方
12	<p>札幌市の障がい者が置かれている立場は他都市と比べて低い。市職員の障がいに対する理解や意識が低い。男女差別の問題も、条例や専門の部局があるにも関わらず浸透していない。立派な文章ができて意味がないため、実効性の確保をしてほしい。</p>	<p>進捗管理をしていく中で職員の意識付けなどを行い、実効性の確保をまいります。</p>
13	<p>東京の個人での販売だったと思うが、「見えない障がいバッチ」というものを知った。今では妊婦キーホルダーなどの普及もしている中なので、そういうものも考えてほしい。</p>	<p>外見からは障がいがあることがわかりにくい方へ、合理的配慮を提供しやすくする環境づくりのため、ヘルプマークの導入を検討します。</p>
14	<p>差別解消について、札幌市営交通でよく見られる、車いすの方が乗車する場合職員の方がボードを持ってこられるが、そもそもユニバーサルデザインとして、車体からボードが出るような作りになるとか、ハード面を強化する必要があるのではないか。</p>	<p>ハード面の強化については、環境の整備として今後も着実に進めてまいります。整備までに時間を要する場合などは、合理的配慮の提供により、障がいのある方の社会的障壁の除去に取り組んでまいります。</p>

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつ 札幌市の考え方
15	<p>こうえい じゆうたく もう こ なんねん ま 公営住宅に申し込みをしても、何年も待たされる。 にゆうきよ かん しょう しゃ ほんにん げんじよう りゆう 入居に関して、障がい者本人の現状と理由につい ても考慮し、障がい者を優先してほしい。 るいじ いけん けん (類似意見2件)</p>	<p>さつぼろ しえい じゆうたく かん れんぞく もうしこ ねんすう およ しょう とうきゆう 札幌市営住宅に関しましては、連続申込み年数及び障がいの等級な どに応じて抽選の優遇制度があります。詳細は以下までお問い合わせく ださい。 【問い合わせ先】 いっばん ざいだん ほうじん さつぼろし じゆうたく かんり こうしゃ 一般財団法人 札幌市住宅管理公社 でんわ だいひよう だいひよう 電話(代表):211-3381 ファクス(代表):221-4438 ホームページ: http://www.s-j-k.or.jp/index.html</p>
16	<p>ぎやくたい おこな さい こうへい はんだん じぎよ 虐待が行われた際に、公平な判断をしてほしい。事 うしょ い すべ き い けいけん 業所の言うことを全て聞き入れられたという経験があ る。</p>	<p>しょう かつ しせつ とう ぎやくたい う そうだん う さい 障がいのある方が、施設等で虐待を受けたとの相談を受けた際には、 じじつ かくにん おこな そうほう い ぶん こと こんご 事実確認を行っておりますが、双方の言い分が異なることもあり、今後 しんちよう じじつ かくにん おこな も慎重に事実確認を行ってまいります。</p>

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつ 札幌市の考え方
17	<p>いどう しえん どうこう えんご じかんすう すく せいげん 移動支援・同行援護は時間数が少なく、制限もある。 じゆう す い こま 自由に好きなところに行くことができず、困っている。 けんじょうしゃ す とき いどう じか 健全者は好きな時に移動することができるため、時間制限は差別である。 ん せいげん さべつ (類似意見1件)</p>	
18	<p>せいしん しょう しゃ こうつうひ しんたい ちてき しょう 精神障がい者の交通費について、身体・知的障がい いは こうきょう こうつう きかん はんかく りよう できるが、せいしん しょう いは公共交通機関を半額で利用できるが、精神障がい者はそうではない。これは差別である。</p>	<p>しょうがい しゃ さべつ かいしょう ほう きほんてき こべつ ばめん しょう 障害者差別解消法は、基本的には、個別の場面における障がいのあ るかた たい とりあつか たいしょう さまざま ぶんや きそん せいど みな る方に対する取扱いを対象としており、様々な分野の既存の制度の見 お 直しを一律に求めるものではありませんが、いただいたご意見を課題とし、より使いやすい仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>
19	<p>ふくし じょうしゃしょう たいしょう はんい せいしん きゅう かくだい 福祉乗車証の対象範囲を精神3級にも拡大してほしい。</p>	
20	<p>ほちょうき しんせい とき ひつだん たいおう 補聴器を申請した時に、筆談で対応をもらった なが が長くてわかりにくかった。また、診断書が必要だと い びょういん い しょ ことわ くやくしょ 言われ、病院に行ったが3か所に断られた。区役所 ではどこの病院に行けば良いのか紹介してほしい。</p>	<p>ごうりてき はいりよ ないよう どう けんせつてき たいわ かいぜん ほか 合理的配慮の内容等につきましては、建設的対話により、改善を図つ てまいりますので、今後ともご意見ください。また、特定の医療機関をご紹介 かい ことはできませんが、いちらん ひょうどう わた たいおう 介することはできませんが、一覧表等をお渡しするなどの対応をしてお りますので、区の窓口にご相談ください。</p>

せりり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつた 札幌市の考え方
21	<p>市役所の職員が、知識が不足していたり、手続き類の説明が配慮に欠けるなど、不適切な対応がみられるので、それぞれの障がいのエキスパートを配置して話がすぐ通るようにしたり、しっかりとした職員研修をしてもらいたい。</p> <p>(類似意見4件)</p>	<p>障がい当事者を講師とした研修を実施するなど、障がいについての理解を深め、適切な対応に努めてまいります。</p>
22	<p>法律を知っている人が得をする、という現状を改善してほしい。</p>	<p>福祉ガイド等を活用し、各種サービス情報などの提供に努めてまいります。</p>
23	<p>民間のマンションにおいて、エレベーターの階数の読み上げがないなど、視覚障がい者にとって出入りが不安なものがあるため、階数の読み上げを義務化するなど、配慮してほしい。また、聴覚障がい者にとっては、定員を超えた時などに鳴るブザーが聞こえずわからないため、文字で表示するなどの機能をつけてほしい。</p> <p>(類似意見2件)</p>	<p>公共的施設のバリアフリー化につきましては、札幌市福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアルがあり、建物の新築や増改築等が行われるときは本マニュアルを遵守することとなります。</p> <p>このマニュアルにおいて、音声装置につきましては、到達階や扉の閉鎖等を音声により知らせる装置を設置することとしています。</p> <p>また、電子文字掲示板や聴覚障がい者用モニター等非常時における聴覚障がい者への配慮を行うことが望ましいとしています。</p> <p>今後も、福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化等を着実に進めてまいります。</p>

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつ 札幌市の考え方
24	<p> こじんてき きぼう がっこう きょういく じゅうじつ かん 個人的な希望は「学校教育の充実」に関するこ である。 きょうしよくいん こじんてき ししつ たよ げんじよう おお ふあ 教職員の個人的資質に頼っている現状に大きな不 安をもっている。 ほう がいねん のつと かいぜん きたい 法の概念に則り、改善されることを期待している。 </p>	
25	<p> がっこう どう だ している たよ ぶん 学校等を出しているお便りに、ふりがなを振って れない。担任の先生に話したが面倒くさがられた。 ふあん かん かん かいぜん 不安に感じるため、改善してほしい。 </p>	<p> きょういく いいんかい しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほう ふ 教育委員会では、障害者差別解消法を踏まえた教職員向けの対応要 領を別途作成しており、このようなご意見があったことを教育委員会と情 報共有してまいります。 </p>
26	<p> がっこう い じかん げんかん し 学校に行ったときに、時間によっては玄関が閉まっ ている。インターホンで呼ぶにも耳が聞こえないので はな かな あいて かお み なに 話すことができないし、相手の顔も見えないため、何 を話しているのかわからない。 </p>	
27	<p> がっこう べんきよう せんせい 学校で勉強についていけないときに、学校の先生 は教えてくれず、一人で勉強していた。差別されるこ とは本人が一番つらい。 </p>	

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつた 札幌市の考え方
28	<p>札幌市共生社会推進協議会の中に教育委員会が入っているが、学校において合理的配慮の不提供等の差別的な取り扱いがあり、教育委員会に相談した場合、この協議会に落とし込まれて紛争解決の機能を果たすのか。</p>	<p>各機関における紛争については、各機関において解決するものであります。共生社会推進協議会では、相談事例や各機関における取組等の情報共有を図る場となっております。</p>
29	<p>民間事業者から差別的取り扱いを受けた場合、今までは泣き寝入りしかできなかったが、今後は差別した側に何らかの処分があるなど何か変わるのか。 実際にはどこへ相談してどういった対応がされるのか。 札幌市として、調査や聞き取りなどを行い、指導・注意していくなどの対応は想定されているのか。 (類似意見3件)</p>	<p>民間事業者が法に反した取り扱いを繰り返し、自主的な改善が困難である場合など、主務大臣が特に必要があると認めるときは、主務大臣が民間事業者に対し、報告・助言・指導を行うことができます。この時、民間事業者が報告を怠ったり虚偽の申告をした場合は、20万円以下の罰則規定があります。</p>
30	<p>障がい者が一人暮らしをする時に、アパートを探すのが大変である。</p>	<p>北海道の事業において「あんしん賃貸支援事業」がありますので、アパート探しの際にはご活用ください。</p>

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぽろし かんが かつ 札幌市の考え方
31	<p>こんかい いっぱん しみん む ちてき しょう 今回のような一般市民向け、まして知的障がいの ある方がいるような会では、法律用語、役所言葉で はなく、わかりやすい言葉で説明してほしい。 ぶんしょ よこもじ ことば せつめい 文書で横文字やわからない言葉があるので、ルビ をふればいいというのではなく、わかりやすい言葉づ かいなど、理解できるよう配慮して作成してほしい。</p>	<p>ちてき しょう かつ かんが ことば しりょう 知的障がいのある方のことを考えた、わかりやすい言葉の資料づくり や説明会などの進め方について、考え、努力していきます。</p>
32	<p>せつめいかい しょう しりょう いけん ようし 説明会で使用した資料のうち、意見用紙とアンケー ト用紙が点訳されていないが、なぜ点訳されていな いのか。</p>	<p>せつめいかい いけん ようし せつめいかい ちよくぜん さくせい 説明会と意見用紙につきましては、説明会の直前に作成したものであ り、点訳にかかる時間を確保することができませんでした。点字を利用 する方への配慮に欠けていたことをお詫び申し上げます。</p>
33	<p>なん もくてき しょうがい しゃ さべつ かいしょう ほう しこう なぜ、何の目的で障害者差別解消法が施行される のか、わかりやすい説明をしてほしい。</p>	<p>しょうがい しゃ さべつ かいしょう ほう しょう うむ わ 障害者差別解消法は、障がいの有無によって分けられることのないよ う、共に生きる社会を実現するため、障がいを理由とした不当な差別的 とりあつかい きんし ぐうりてき はいりよ ていきよう みんかん じぎょう しゃ どりよく きむ 取扱いの禁止や合理的配慮の提供(民間事業者は努力義務)などにつ いて定めています。</p>

せいり ばんごう 整理番号	いけん がいよう 意見概要	さつぼろし かんが かつ 札幌市の考え方
34	とくみ じっし 取組を実施することによって、どのような社会を めざ 指しているのかを示してほしい。	<p>しょうがいのあるかたのコミュニケーションしえん かん とくみ じっし で、障がいのあるかたが合理的配慮を受けやすく、また障がいのないかた から合理的配慮を提供しやすくなる社会を目指しております。</p> <p>このほか、しせい どう しりょう いんさつぶつ さくせい このほか、市政等資料印刷物作成ガイドラインを改正することにより、 しょうがいのあるかた えんかつ しせい じょうほう にゆうしゅ かんきょう 障がいのあるかたが円滑に市政などの情報を入手できる環境づくりなど、 さつぼろし そっせん とくみ 札幌市が率先して取組むことにより、札幌市全体に障がいを理由とする さべつ かいしょう かん とくみ しんどう ほう しゅし しょう うむ 差別の解消に関する取組を浸透させ、法の趣旨である障がいの有無に よって分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目指してまいりま す。</p>
35	しえん コミュニケーション支援と、ユニバーサルデザイン とくみ の取組とのことであるが、実質的にどこから着手する のかを示してほしい。	<p>しえん じょうれい せいてい けんとう コミュニケーション支援において、条例制定の検討につきましては、市 う きしゃ かいけん はなし すで ちゃくしゅ 長記者会見でも話がありましたとおり、既に着手しております。</p> <p>しせい どう しりょう いんさつぶつ さくせい かいせい しえん 市政等資料印刷物作成ガイドラインの改正、コミュニケーション支援 どうにゆう どう せいど どうにゆう こんご かつ ツールの導入、ヘルプマーク等の制度導入につきましては、今後あり方 とも ふく けんとう すす 等も含め検討を進めていきます。</p> <p>また、ユニバーサルデザインを意識した取組に関してましては、施設 せつび こうしん じ どう ずいじ けんとう 設備の更新時等において随時検討してまいります。</p>
36	てんじ おんせい 点字と音声という言葉はあるが、拡大文字が出て こない。高齢者にも使えるため、拡大文字に気を使っ てほしい。	<p>しせい どう しりょう いんさつぶつ さくせい なか かくだい もじ も こ 市政等資料印刷物作成ガイドラインの中に、拡大文字について盛り込 むよう検討いたします。</p>

(2) 市民説明会で寄せられた感想等、今後の参考とするもの

整理番号	概要
1	最初のつかみはいいと思ったが、ただ資料に書いてあることをただただ説明しているだけのように感じた。もっと工夫できる説明を考えてみた方がいいと思った。
2	札幌市の対応が少し暖かくなってきている。手話通訳なども用意されていて良い。
3	説明会を昼と夜2回に分けてもらって良かったが、できれば足元が良い時の方がよい。
4	勤務の都合があるため、このような説明会に参加するには2か月前にお知らせをいただきたい。
5	質疑応答の時に、テーマごとに時間を分けることが合理的配慮に欠けている。

<small>せいり ばんごう</small> 整理番号	<small>がいよう</small> 概要
6	<small>せつめいかい ぼうとう ぼうとう かんけいしゃ さつえい</small> 説明会の冒頭で、報道関係者の撮影について、 <small>うつ</small> 写りたくない人に <small>ひと きょしゆ もと</small> 挙手を求めたが、 <small>しょう しゃ なか</small> 障がい者の中には「 <small>いや</small> 嫌だ」と言えない人も <small>りかい ふそく ごうりてき はいりよ けつじょ</small> いるため、理解の不足、合理的配慮の欠如があった。
7	<small>きゆうけい し ひつよう はんたん</small> 休憩について市が必要と判断しているのであれば、 <small>かくじ きゆうけい ほうほう ごうりてき はいりよ か こうい しょうがいしゃ さべつ</small> 各自で休憩するという方法は合理的配慮に欠けた行為だ。 <small>しょうがいしゃ さべつ</small> 障害者差別 <small>かいしょう ほう だいじ ほうりつ ほか しょう ひと いけん き きちょう</small> 解消法は大事な法律であり、他の障がいのある人の意見を聴くことは貴重であるため、各自で休憩を入れることは困難であ <small>る。</small>
8	<small>せつめい しりょう もと</small> 説明が資料に基づいていない。 <small>しりょう みぎ</small> 資料1の右ページに行ったり左ページに行ったり。まして、 <small>てんじ しりょう</small> 点字資料であんなに飛んで、 <small>と ぜんもう</small> 全盲 <small>かた りかい</small> の方は理解できるのだろうか。
9	<small>てんじ しりょう ぶすう せいげん</small> 点字資料を部数に制限があるとはいえ、 <small>ようい</small> 用意していた。 <small>つ しりょう ようい</small> ルビ付きの資料も用意していた。その点は合理的配慮されていたの <small>みと</small> は認める。
10	<small>しかく しょう しゃ</small> 視覚障がい者なので、 <small>しりょう せつめい てんじ しりょう</small> 資料の説明で点字資料の <small>すう</small> ページ数があったことはよかった。

せいろ ばんごう 整理番号	がいよう 概要
11	<p>てんじ ぎょう ぎょう よ ひつよう はなし き よ むずか せつめい 点字は1行1行読む必要があり、話を聞きながら読むのが難しいため、説明をもっとゆっくりしてほしい。また、資料以外の説明もすることは極力控え、資料の作り方を研究してほしい。</p>
12	<p>しりょう ないよう よ じかん ないよう りかい 資料の内容を読む時間がないため、内容を理解することができない。</p>
13	<p>いつぱんてき じよせい さべつ しょう しゃ さべつ いしき か ひつよう 一般的には女性差別・障がい者差別がはびこっており、意識を変えていくことが必要である。</p>
14	<p>しょうがい しゃ さべつ かいしょう ほう かか しゅうへん ぶんや ほう せいど とう ちしき かくじ しゅうとく かんよう おも 障害者差別解消法に関わる周辺分野の法・制度等の知識を各自で習得することが肝要であると思う。</p>
15	<p>けつきよく ひょうめん かたち み ほんとう かいけつ おも 結局表面だけの形にしか見えず、本当に解決につながるのかさえ見えないと思った。</p>
16	<p>さっぽろし きた いち じんこう おお し なか さっぽろし やくわり おお おも だれ つか 札幌市は、北に位置する人口も多いめずらしい市である。そのような中で札幌市の役割は大きなものになると思う。誰もが使いやすい問題のない地域づくりを期待する。</p>

<small>せいりばんごう</small> 整理番号	<small>がいよう</small> 概要
17	<small>しつもん いけん</small> 質問や意見をのべる方々がわがままではないかとおもった。なぜ、 <small>すなお</small> 素直に <small>ことば</small> 言葉を受け止められないのか不思議であった。 <small>ふしぎ</small>
18	<small>こんかい</small> 今回のような説明会に参加するのは <small>かんしん</small> 関心がある人だけだが、これはすべての <small>しみん</small> 市民に <small>かんけい</small> 関係してくることだ。 <small>かたち よ</small> どんな形が良いかわからないが、 <small>しょう</small> 障がい <small>とうじしゃ</small> 当事者として <small>きょうりよく</small> 協力できることはしたいと思っている。 <small>おも</small>
19	<small>わたし</small> 私たちに <small>かんけい</small> 関係することを決めるときは、必ず <small>わたし</small> 私たちの <small>いけん</small> 意見を聞いてから決めるべきだ。 <small>るいじ けん</small> (類似1件)
20	<small>しみん</small> 市民に対する説明会は、市民の <small>しゃかい</small> 社会参加の場になるほか、 <small>しょう</small> 障がい <small>とうじしゃ</small> 当事者の <small>こえ</small> 声を聴く <small>きかい</small> 機会にもなるため、 <small>さまざま</small> ぜひ様々な市民説明会を <small>めいかい</small> 開催してほしい。 <small>かいさい</small> <small>とうじしゃ</small> 当事者と <small>いっしょ</small> 一緒に時間をかけて <small>つく</small> 作り上げれば、より <small>よ</small> 良い市民生活が <small>おく</small> 送れると考える。 <small>かんが</small> <small>るいじ けん</small> (類似2件)
21	<small>さっぽろし</small> 札幌市の <small>しょう</small> 障がい者に対する <small>しゃ</small> 具体的な <small>たい</small> 対応が、 <small>ぐたいてき</small> どのように <small>たいおう</small> 改善されるのか、あるいは <small>かいぜん</small> 改善されないのかが <small>さいだい</small> 最大の <small>かんしん</small> 関心事。そのような具体的な <small>ぐたいてき</small> 対応方針を <small>たいおう</small> 説明する <small>ほうしん</small> 機会を <small>せつめい</small> 今後 <small>まかい</small> 作 <small>こんご</small> つてほしい。 <small>つく</small> <small>るいじ けん</small> (類似1件)

<small>せいり ばんごう</small> 整理番号	<small>がいよう</small> 概要
22	<small>しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほう さつぼろし じっし まえ きんきゆう かくしょうがいしゃ だんたい こうちようかい かいさい うえ あら しょう しゃ ごうどう しみん</small> 障害者差別解消法を札幌市が実施する前に、緊急に各障害者団体と公聴会を開催した上で、新たに障がい者合同の市民 <small>せつめいかい じっし てきせい おも</small> 説明会を実施するのが適正かと思う。
23	<small>しょういん たいおう ようりよう さくせい おも じゅうてんてき じっし おも</small> 職員対応要領の作成は、やっていただければと思うが、重点的に実施することではないと思っている。また、ただ実施するの <small>じっし</small> ではなく、企業などが展開するとき市で実施したノウハウを引き継いでいけるようにしていただければと思う。
24	<small>そうだん まどぐち めいかくか ぶぶん じゅうてんてき じっし かんが じちたい そうごうてき ほんとう こま</small> 相談窓口の明確化の部分を重点的に実施していただきたいと考える。自治体としては総合的に、本当に困ったことについて <small>う い ば ひつよう じゅうよう かんが まどぐち そしき じょうきよう</small> 受け入れる場が必要であり、そこからのフィードバックが重要と考えている。窓口となっている組織が、どのような状況であるか <small>はあく</small> をしっかりと把握していただきたい。
25	<small>ほう しゆし ふきゆう けいはつ じちたい とりくみ じっさい じゅうみん じょうきよう はあく ほう しゆし したが ぜせい</small> 法の趣旨の普及・啓発について自治体の取組としては、実際の住民の状況を把握し、法の趣旨に従ってどのように是正して <small>しめ かんが</small> いくかを示すことではないかと考える。
26	<small>さべつ なま こえ き し しょういん かた いかい しみん さべつ かいしょう ほう しゅうち てつてい おも</small> 差別があったという生の声を聞くことで、市職員の方以外の市民にも差別解消法の周知徹底につながると思った。

<small>せいり ばんごう</small> 整理番号	<small>がいよう</small> 概要
27	<small>し きょうせい しゃかい すいしん きょうぎかい た あ すす</small> 市が「共生社会推進協議会」の立ち上げを進めていくということが今回初めてわかり、 <small>こんかい はじ</small> <small>こうみん ちから あ</small> 公民の力を合わせて解消法を動かす <small>そしき つく</small> 組織を作っていただけることを期待している。 <small>おんど と つく</small> <small>きたい</small> (どこで音頭を取って作るのかわからなかった。)
28	<small>じぎょうしゃ さっぽろ しょうこう かいぎしょ</small> 事業者は札幌商工会議所となっているが、 <small>かいいん</small> <small>しょうこうぎょう しゃ おお おも</small> 会員になっていない商工業者も多いかと思うので、 <small>すこ ついか</small> <small>おも</small> もう少し追加があればいいと <small>おも</small> 思う。 <small>みんかん きぎょう かいしょう ほう かか こえ ひろ あ きかん おも がんば</small> 民間企業での解消法に係わる声を拾い上げる機関になろうかと思うので頑張ってもらいたい。 <small>わたし けいはつ む しみん りかい もと かつどう てんかい かん</small> 私たちも啓発に向けて、市民に理解を求める活動を展開していかねばならないと感じた。
29	<small>ちいき きょうぎかい せっち ほうりつ しゆし きょうせい しゃかい じつげん</small> 地域協議会の設置について、法律の趣旨が「共生する社会の実現」であれば、 <small>ちょうない かい ちいき しょうぎょう しせつ ひろ はんい さん</small> <small>か ぜんてい ほう</small> 町内会や地域の商業施設など広い範囲の参 <small>か</small> 加を前提とした方がよいのではないだろうか。
30	<small>しよくいん けんしゅう しょう とうじしゃ よ ぐたいてき じれい けんしゅう しい</small> 職員研修では、障がい当事者を呼んで、具体的事例などを研修に活かしてほしい。また、 <small>しょう しゆべつ けんしゅう</small> <small>い</small> 障がい種別ごとの研修をしてほ <small>るいじ けん</small> (類似1件)
31	<small>ほんちよう しょくいん くやくしょ しょくいん ちしき ぶそく しょう しゃ たい たいおう つめ かん たと ふくし じよせつ しんせい</small> 本庁の職員も区役所の職員も知識不足であり、障がい者に対する対応が冷たいと感じる。例えば、福祉除雪の申請におい <small>くやくしょ なか しゃかい ふくし きょうぎかい かか あんない</small> て、区役所の中に社会福祉協議会があるにも関わらず、案内してくれなかった。

整理番号 <small>せいりばんごう</small>	概要 <small>がいよう</small>
32	<p>介護保険の通院等乗降介助が本当は使えるはずなのに使えなかった。病院により異なるのはおかしい。</p> <small>かいご ほけん つういん どう じょうこう かいじょ ほんとう つか つか びょういん こと</small>

(3) 市民説明会で寄せられた意見の内、関係機関に情報提供等をするもの。

整理番号	概要
1	ゆうぱっくや宅配便の不在票を識別できる印を付けてほしい。できれば配達に来る前に電話をしてほしい。
2	JRを利用する際に、利用の1週間前に連絡をしたが、人がいないので隣の駅で降りるように言われた。地域づくり委員会にも相談したが、2年ほど連絡がない状態である。
3	ハローワークの緑の窓口が5時で閉まってしまうため、仕事をしている人は相談に行くことができない。延長するなどの配慮をしてほしい。
4	最近、NHKの窓口で相談に行き、その後の回答(ファクス)をくれるよう言ってきた。しかしながら、何日たっても返信がないので、NHKに行ったところ、受理はしたが連絡はしないとのことで断られた。